

東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市における個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1の9の項の次に次のように加える。

9の2 市長	東大和市高校生等医療費助成条例（令和4年条例第 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
--------	---

別表第1の10の項中「進学準備給付金の支給」の次に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加える。

別表第2の9の項の次に次のように加える。

9の2 市長	東大和市高校生等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護等関係情報、地方税関係情報、医療給付等関係情報、児童手当関係情報又は施設入所関係情報であって、規則で定めるもの
--------	--	---

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間における改正後の別表第1及び別表第2の規定の適用については、改正後の別表第1の9の2の項及び別表第2の9の2の項中「による医療費の助成に関する事務」とあるのは、「附則第2項の規定により同条例の施行の日前に行う医療証の交付に関し必要な事務」とする。